

件名：豪州滞在査証の延長申請について（新型コロナウイルス（COVID-19）関連）

【ポイント】

- 新型コロナウイルスの影響により、許可されている滞在期間内に豪州から出国が出来ない方は、査証の延長申請を行ってください。
- 延長申請を行わない場合、不法滞在となってしまう可能性がございますので、ご注意ください。

【本文】

1. 新型コロナウイルスの影響により、許可されている滞在期間内に豪州から出国が出来ない方は、査証の延長申請を行う必要があります。延長を行わないで滞在し続けると、不法滞在となってしまう可能性がありますので、ご注意ください。

2. 豪内務省が、日本語の案内ページを作成しましたので、下記をご参照ください。なお、最新情報は英語のページに掲載されると思われますので、正確な内容は英語のホームページをご確認ください。

（日本語） <https://www.homeaffairs.gov.au/news-subsite/files/COVID19-all-visa-holders-japanese.pdf>

（英語） <https://covid19.homeaffairs.gov.au/all-visa-holders>

3. 手続きに関し不明な点がある方、個々の事情がある方は、移民局にご照会ください。

移民局電話番号：1 3 1 8 8 1（フリーダイヤル）

電話番号以外の照会先は下記をご参照ください。

<https://immi.homeaffairs.gov.au/help-support/contact-us>

4. なお、豪内務省は、英語を話すことが出来ない人向けの通訳サービス T I S（電話番号：1 3 1 4 5 0）も提供しています。

<https://www.tisnational.gov.au/Home/Help-using-TIS-National-services/Contact-TIS-National>

（メール発信者）

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話：02-6273-3244（代表）

FAX：02-6273-1848

メール：consular@cb.mofa.go.jp

大使館 HP：https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※たびレジに簡易登録をされた方でメールの配信を停止・変更したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>